

森林土木工事共通仕様書

令和8年4月

鹿児島県環境林務部

目 次

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則	1
--------	---

第2章 土工

第1節 通則	20
--------	----

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用	33
--------	----

第2節 適用すべき諸基準	33
--------------	----

第3節 レディーミクストコンクリート	34
--------------------	----

第4節 コンクリートミキサー船	35
-----------------	----

第5節 現場練りコンクリート	35
----------------	----

第6節 運搬・打設	37
-----------	----

第7節 鉄筋工	40
---------	----

第8節 型枠・支保	43
-----------	----

第9節 暑中コンクリート	43
--------------	----

第10節 寒中コンクリート	44
---------------	----

第11節 マスコンクリート	45
---------------	----

第12節 水中コンクリート	45
---------------	----

第13節 水中不分離性コンクリート	47
-------------------	----

第14節 プレパックドコンクリート	48
-------------------	----

第15節 袋詰コンクリート	50
---------------	----

第2編 材料編

第1章 一般事項

第1節 適用	51
--------	----

第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）	51
------------------------	----

第2章 工事材料

第1節 土	53
-------	----

第2節 石	53
-------	----

第3節 骨材	53
--------	----

第4節 木材	63
--------	----

第5節 鋼材	63
--------	----

第6節 セメント及び混和材料	67
----------------	----

第7節 セメントコンクリート製品	70
------------------	----

第8節 瀝青材料	70
----------	----

第9節 植生材料	73
----------	----

第10節	目地材料	75
第11節	塗料	75
第12節	道路標識及び区画線	75
第13節	その他	76

第3編 森林土木工事共通編

第1章 総則

第1節	総則	78
-----	----	----

第2章 一般施工

第1節	適用	83
第2節	適用すべき諸基準	83
第3節	共通的工種	84
第4節	基礎工	110
第5節	石・ブロック積（張）工	121
第6節	一般舗装工	123
第7節	地盤改良工	146
第8節	工場製品輸送工	150
第9節	構造物撤去工	150
第10節	仮設工	154
第11節	軽量盛土工	162
第12節	工場製作工（共通）	163
第13節	橋梁架設工	178
第14節	法面工（共通）	180
第15節	擁壁工（共通）	192
第16節	床版工	193

第4編 治山防潮工編

第1章 築堤・護岸

第1節	適用	195
第2節	適用すべき諸基準	195
第3節	矢板護岸工	195

第2章 堤防・護岸

第1節	適用	196
第2節	適用すべき諸基準	196
第3節	地盤改良工	196
第4節	護岸基礎工	197
第5節	護岸工	199
第6節	擁壁工	201
第7節	天端被覆工	201

第8節	波返工	201
第9節	裏法被覆工	202
第10節	カルバート工	202
第11節	排水構造物工	203
第12節	付属物設置工	204
第13節	付帯道路工	205
第14節	付帯道路施設工	205

第3章 砂丘造成

第1節	適用	207
第2節	適用すべき諸基準	207
第3節	砂丘造成	207
第4節	森林造成	208
第5節	防風林の造成	209

第5編 溪間・山腹工等

第1章 共通施工

第1節	適用	210
第2節	適用すべき諸基準	210
第3節	伐開, 除根等	210
第4節	掘削工及び残土処理	210
第5節	床掘及び埋戻し	211
第6節	盛土工	211
第7節	基礎工	212
第8節	石積(張)工及びコンクリートブロック積(張)工	213
第9節	鉄線籠工	214
第10節	矢板工	215
第11節	管渠工	215
第12節	枠工	215
第13節	鋼製柵工	216
第14節	金網張工	216

第2章	コンクリート工	217
-----	---------	-----

第3章 溪間工

第1節 適用	218
第2節 適用すべき諸基準	218
第3節 法面工	218
第4節 仮締切工	219
第5節 コンクリート治山ダム工	219
第6節 鋼製治山ダム工	221
第7節 木製治山ダム工	222
第8節 根固工	223
第9節 治山ダム付属物設置工	223
第10節 付帯道路工	224
第11節 付帯道路施設工	225

第4章 流路工

第1節 適用	226
第2節 適用すべき諸基準	226
第3節 護岸工	226
第4節 床固工	227
第5節 根固・水制工	227
第6節 流路付属物設置工	228

第5章 山腹工

第1節 総則	229
第2節 適用すべき諸基準	229
第3節 法切工	229
第4節 階段切付工	230
第5節 軽量盛土工	230
第6節 土留工	230
第7節 埋設工	232
第8節 落石防護工	232
第9節 暗渠工	233
第10節 山腹水路工	234
第11節 柵工	235
第12節 筋工	236
第13節 伏工	237
第14節 実播工	238
第15節 吹付工	239
第16節 法枠工	240
第17節 植栽工	241

第18節	山腹工付属物設置工	242
第19節	植栽木の活着判定	243

第6章 地すべり防止工

第1節	適用	247
第2節	適用すべき諸基準	247
第3節	暗渠工	247
第4節	集水井工	248
第5節	排水トンネル工	248
第6節	排土工及び押さえ盛土工	250
第7節	杭工	250
第8節	シャフト工（深礎工）	251
第9節	アンカー工	252
第10節	地すべり防止工付属物設置工	252

第7章 森林整備

第1節	一般事項	253
第2節	植栽	253
第3節	保育	254
第4節	歩道整備	256

第8章 保安林管理道整備

第1節	保安林管理道	257
-----	--------	-----

第9章 植栽工

第1節	通則	258
第2節	樹木等	258
第3節	植栽工	259
第4節	移植工	260
第5節	張芝工	260
第6節	その他	260

第6編 林道

第1章 林道

第1節	適用	263
第2節	適用すべき諸基準	263
第3節	工場製作工	263
第4節	地盤改良工	264
第5節	法面工	264

第6節	軽量盛土工	265
第7節	擁壁工	265
第8節	石・ブロック工	267
第9節	カルバート工	267
第10節	排水施設工	268
第11節	落石雪害防止工	271

第2章 舗装

第1節	適用	273
第2節	適用すべき諸基準	273
第3節	地盤改良工	273
第4節	舗装工	274
第5節	排水構造物工	274
第6節	踏掛版工	275
第7節	防護施設工	276
第8節	区画線工	277

第3章 橋梁下部

第1節	適用	278
第2節	適用すべき諸基準	278
第3節	工場製作工	270
第4節	工場製品輸送工	280
第5節	軽量盛土工	280
第6節	橋台工	280
第7節	RC橋脚工	282
第8節	鋼製橋脚工	283
第9節	護岸基礎工	285
第10節	矢板護岸工	286
第11節	法覆護岸工	286
第12節	擁壁護岸工	288

第4章 鋼橋上部

第1節	適用	289
第2節	適用すべき諸基準	289
第3節	工場製作工	289
第4節	工場製品輸送工	290
第5節	鋼橋架設工	290
第6節	橋梁現場塗装工	291
第7節	床版工	292

第8節	橋梁付属物工	292
第9節	鋼橋足場等設置工	293

第5章 コンクリート橋上部

第1節	適用	294
第2節	適用すべき諸基準	294
第3節	工場製作工	295
第4節	工場製品輸送工	295
第5節	PC橋工	295
第6節	プレベーム桁橋工	297
第7節	PCホロースラブ橋工	298
第8節	RCホロースラブ橋工	299
第9節	PC版桁橋工	300
第10節	PC箱桁橋工	300
第11節	PC片持箱桁橋工	301
第12節	PC押し出し箱桁橋工	302
第13節	橋梁付属物工	303
第14節	コンクリート橋足場等設置工	303

第6章 木造橋上部

第1節	適用	304
第2節	適用すべき諸基準	304
第3節	木造橋上部	304

第7章 道路維持

第1節	適用	306
第2節	適用すべき諸基準	306
第3節	舗装工	306
第4節	排水構造物工	309
第5節	防護柵工	310
第6節	標識工	311
第7節	軽量盛土工	311
第8節	擁壁工	311
第9節	石・ブロック積工	312
第10節	カルバート工	312
第11節	法面工	313
第12節	橋梁床板工	313
第13節	橋梁付属物工	316
第14節	現場塗装工	316

第15節	トンネル	318
第16節	道路付属物復旧工	319
第17節	除草工	319
第18節	応急処理工	320

第8章 道路修繕

第1節	適用	321
第2節	適用すべき諸基準	321
第3節	工場製作工	321
第4節	工場製品輸送工	322
第5節	舗装工	322
第6節	排水構造物工	323
第7節	縁石工	324
第8節	防護柵工	324
第9節	標識工	324
第10節	区画線工	325
第11節	軽量盛土工	325
第12節	擁壁工	325
第13節	石・ブロック積工	326
第14節	カルバート工	326
第15節	法面工	327
第16節	落石雪害防止工	327
第17節	橋梁床板工	328
第18節	鋼桁工	328
第19節	橋梁支承工	329
第20節	橋梁付属物工	329
第21節	橋脚巻立工	330
第22節	現場塗装工	334
第23節	トンネル工	334

森林土木工事共通仕様書

平成 元年 4 月制定

平成 4 年 4 月改定

平成 8 年 4 月改定

平成 18 年 4 月改定

平成 20 年 4 月改定

平成 23 年 4 月改定

平成 26 年 4 月改定

平成 28 年 10 月改定

平成 31 年 4 月改定

令和 2 年 4 月改定

令和 2 年 7 月改訂

令和 3 年 4 月改訂

令和 4 年 4 月改訂

令和 6 年 4 月改訂

令和 8 年 4 月改訂

環境林務部工事監査